

議員定数及び議員報酬調査特別委員会 摘 錄

1. 開 催 日 令和6年1月26日 (金) 第2委員会室
 2. 出席 委員 政野太委員長 桂藤和夫副委員長 堀井秀昭 福山権二 藤木百合子 國利知史
松本みのり
 3. 欠 席 委 員 林高正議長
 4. 事務局職員 山根啓荘議会事務局長 橋本和憲議会事務局主任主事
 5. 説 明 員 なし
 6. 委員外議員 坂本義明副議長
 7. 傍 聴 者 1名
 8. 会議に付した事件
 - 1 付託事項の審査
 - 2 今後の審査について
 - 3 その他
-

午後3時57分 開 議

○政野太委員長 第21回議員定数及び議員報酬調査特別委員会を開会します。出席委員は6名。本日は、傍聴、録音、録画を許可しています。副議長に参加してもらっています。議長、横山係長は欠席です。

1 付託事項の審査

2 今後の審査について

○政野太委員長 早速、協議事項に入ります。まず、付託事項の審査についてです。皆様方に少し確認をしてもらいたいことがあって、きょう、資料も用意しているので、説明をお願いします。山根局長。

○山根啓荘議会事務局長 それでは、資料1を使って説明をします。まず、議員定数の改正の経過を見てください。これまでに平成19年と平成24年の一部改正があって、それを見ると、議員定数の一部改正をする場合、今回でいえば、平成24年と同様に特別委員会委員長の発議になることが見込まれるということで、まずそのことを御承知ください。平成19年の一部改正では、11名の議員の方が連署して発議をしたということで、これは地方自治法の112条が根拠になります。そのときは、25名とするという発議をしているパターンです。(2)が平成24年の一部改正で、これは議会改革特別委員会の委員長による発議で、2月22日には、中間まとめとして備考欄に書いてある書類をまとめて、議員全員協議会に報告し、1週間後の本会議に定数条例の一部改正案を出して議決されている状況です。地方自治法に根拠があり、委員会の委員長が発議できるというところが根拠に出されている状況です。2ページをごらんください。議員報酬に係るこれまでの特別職報酬審議会の経過の抜粋を記載しています。市長諮問に記載されている事項、あるいは、資料については、調査しておく必要があるということで調べました。これまでに市長が諮問をして審議会が答申をしたところを、簡単ではありますが、必要箇所を抜粋しています。昭和59年には、議員報酬については、一般職の職員平均給与を目安と

し、特別職との均衡を考慮しながら改定した経過があり、現行のままでは不均衡という諮問を市長が審議会にしている状況です。そうしたところ、答申では議員報酬が22万円に改定されています。そのときの参考資料の中には、職員平均給与ということで、22万2,794円と書いてあります。その後、何回か改正をされている状況です。平成7年8月の諮問の際には、一般職の職員の給与改定状況や中国地方の類似都市の状況、県内各市の状況、近隣市町村の状況、本市の財政状況等も記載がありますので、そういったところも資料として必要なのではないかということで、後ほど資料を用意しています。平成23年11月15日には、議会改革特別委員会の委員長が議長に対して、委員の意見がまとまらず、審議会に諮問依頼をされているということで、それを受け、議長が市長に諮問してくださいという依頼をして、市長が諮問をして、平成24年7月10日に答申を受けています。そのときの審議会の答申は変更なしということで、合併後、答申を、林議長等も言われていましたが、議会改革特別委員会で報酬審へかけたのだけれども、そのときは変更がなかったと言われるのは、このときのことです。そのときの参考として、職員の平均給与は35万669円という状況です。職員平均給与については、きょうは資料を用意していないので、また調べていく必要があると考えています。それでは、資料の2をごらんください。これは、中国地方の議員報酬を抜粋したもので、全国市議会議長会のページからピックアップした資料です。表の頭には、都道府県、市名、人口段階が、A、B、C、D、E、Fくらいで分かれていますが、Dが5万人未満ということで記載をしています。そして、人口、平成23年12月31日現在の議長報酬、副議長報酬、議員報酬を記載しています。次を見てもらうと、令和4年12月31日に議長報酬、副議長報酬、議員報酬が幾らだったかを記載しています。その次が、平成23年と令和4年を書いています。一番上の鳥取市の例でいえば、平成23年の12月末が47万5,000円、令和4年の12月末も47万5,000円ということで、100%と記載しています。そして、令和4年12月31日の役職加算であるとか、常任委員会委員長、副委員長、特別委員会委員長、副委員長、議会運営委員会委員長、副委員長の報酬がどのようにになっているかを記載しています。常任委員会関係から議会運営委員会委員長まで、記載がないところは、同額と。加算措置があるのですが、そこまでは記載していないケースもあるかと思います。それで、見てもらいたいのが、あえて平成23年を入れました。資料は、令和4年12月末ということで、一覧で出ています。報酬審議会で変更なしという結論が出ているものですから、平成23年からは、一旦、審議会で結論を出してもらっているため、その後、約10年で中国地方の団体の報酬額がどのように推移しているかを比較検討しておく必要もあるということで、資料をつくりました。下のほうを見てください。下から2行目が平均です。全部で54団体あります。全体では、先ほどの平成23年と令和4年のパーセンテージでの比較を見てほしいのですが、102.2%で、議員月額報酬は、40万4,467円から41万3,205円という形で2%程度上がっています。なお、Aのみの平均ということになれば、人口5万人未満の平均でいいますと、33万7,862円から34万8,140円になっているということで、3%くらい上がっているという資料です。これについては、表の上、頭に書いているのですが、議員報酬です。この特別委員会では、いわゆる原価方式を採用したほうがいいのではないかということが出たのですが、類似団体の比較ということで、比較方式によるこういう資料になりますという参考資料です。こういった点も踏まえて、原価方式を採用する1つの根拠にもなると思いますし、比較方式においても、全体的な5万人未満の市でも本市の今の32万5,000円よりは多いという結果になっているのではないかと見たところです。これが資料2です。それで、本日皆さんに意見交換をしてもらいたいのは、資料1の3ページです。先般、議員定

数については一定程度まとめるということで、御意見をもらったものを簡潔にまとめたものです。議員定数については、これまで4つの視点で協議し、幾つかの項目を確認してきたということで、①が人口。これについては、類似する団体の議員定数は18名であるが、本市は広大な面積の特殊要因があるということを確認されたと考えています。面積については、本市は広大ではあるが、可住地面積は少ないと。3つ目ですが、常任委員会数。多様な意見を反映するため、3常任委員会を維持する。それから、4つ目として、財政合併以後、一般会計の歳出規模は約300億円を維持しており、類似する団体より歳出規模が大きい。こういったことを確認してもらいながら、一定の議論を尽くしたことから、先日の特別委員会でまとめを導き出すために意見交換を実施されたと。議会の活性化のためには、常任委員会を3分野で設置して、議長は常任委員会には属さず、委員会には6名程度が必要であることを確認されたのではないかと思っています。議員定数については、昨年9月に提案された17名から20名の4案に対して、3案まで絞り込まれたと聞いたところですが、そういったところを、なかなか1つに絞りきれない状況があったと。そういう中で、3案に絞って、参考人に意見の聞き取りをしてはどうかという案です。3案について、それぞれ理由を記載しています。18名では、平成25年から10年間で本市の人口は7,000人減少している。議員は市民の代表であり、人口が減少すれば議員定数は変わる。人口や面積が類似する団体では、議員定数はおおむね18名であることから、18名という意見を出されました。それから、19名の理由は、市民の多様な意見を反映するためには一定の議員数が必要である。人口が減少する中で、現行の議員定数を維持したことにより選挙が無投票になることは避けたい。常任委員会で議論が進むには6名の構成が適当と言われており、3つの常任委員会へ議長を加えた19名が適当である。委員会構成から必要最小限の人数で構成する19名が適切である。人口が3万人を切ることになれば、委員会数、複数委員会への所属を議論することとなる。議員定数は20名とする理由は、本市議会は3常任委員会を基本としているため、現行数を維持する。本市は広大な面積を有しており、課題も多い。定数を減少すれば効率的に見られるが、そうとばかりは言えない。現行の3常任委員会で、企画常任委員会は監査があるため、1名増の7名、それに議長が加わり20名が適切である。ただし、附帯決議として、人口が3万人を切れば議員定数を減少することを加えるという意見があったところです。事務局としては、こういった形で、出た意見はこうかなということでまとめましたので、本日の協議事項1項目めでは、最初に資料の説明をしましたけれども、この3番の案で参考人の方に意見を聞き取りするかどうかについて、議論をしてください。以上で、一旦、説明を終わります。

○政野太委員長 それでは、参考人の方にどのような形で問うかについてですけれども、今読み上げたとおり、このような3つの案が現在あるということで御意見をもらおうと思っているのですが、それについて皆さんいかがですか。例えば、もっと絞り込んで聞くべきではないかという御意見があるかどうかなのですから。あるいは、この内容について、もう少しこういう内容を加えたほうがいいのではないか、これは訂正したほうがいいのではないかという御意見ももらえればと思います。これは定数についてです。報酬については、今、アンケートをとらせてもらっています。そのアンケートをもとに原価方式に当てはめた数字を示して、参考人の方に意見を聞くということで進めようと思います。國利委員。

○國利知史委員 報酬について、あまり関係はないと思いますが、資料1の2ページに、職員の平均給与と議員の給与が書いてあります。これは、職員の平均給与よりも90%、91%、92%くらいで推移と

いうか、大体それくらいなのですか。これは何か基準とかはないのですよね。何で今まで職員の平均給与よりも議員の給与がずっと 91%、92%くらいで低いのか、何かがあつてこうなっているのか、そういうのは関係ないのですか。

○政野太委員長 山根局長。

○山根啓荘議会事務局長 そういうふうにも見られますが、昭和 59 年でいえば、基本的には平均給与に合わせる形で設定をされているのかなと思いますし、全国町村議長会だったか根拠が定かではないのですが、基本的には職員の平均給与と議員の給与を合わせるという考え方があり、庄原市の場合はたまたま平均給与より下がっている形になっているのですけれども、基本的には職員の平均給与であるとか、あるいは、職員の係長級とか、そういったところの給与を見ながら議員の報酬を決めていくうという一定の考えが、以前、示されていたことがあります。そういうことをもとに審議会の中で審議をされているということで御理解ください。

○政野太委員長 これまでの経過なので。うちは今回初めて原価方式で提案をするので、参考までにということで。3 番について、そのほかに何かありませんか。この前皆さん一人一人から意見をもらった 18 名、19 名、20 名というところで意見をまとめたものなのですけれども。大体、ニュアンス的にこれは何か違うとか、思いが違うということがあれば修正をかけていきたいと思います。國利委員。

○國利知史委員 参考人の方に書面でお願いするわけですね。18 名、19 名、20 名の 3 つの案に絞っている。これは、今、山根局長から説明あった、こういう根拠だからこの人数にしますというのを全部書いて送って御意見を伺うということですか。その根拠も全部書く。

○政野太委員長 ここにある理由を書きます。山根局長。

○山根啓荘議会事務局長 それでは、資料 3 をごらんください。資料の 3 にスケジュール的なものをまとめてみました。昨年の 12 月からことしの 12 月までのスケジュールで、まず、定例会関係を記載しています。そして、1 番左には議員定数に関する特別委員会、議員報酬に関する調査、参考人の方へ書面で意見を求めるもの、特別報酬審議会、これは一方的な想定ですけれども記載をしています。それから、議員全員協議会に特別委員会としてのまとめを出していくことになると思いますので、議員全員協議会。それから、条例改正となれば本会議になるので、そちらも記載しています。まず、特別委員会ですが、定数については、まとめのところに書いているのが、一定程度の方向性を特別委員会でまとめて、まず定数をまとめる。そして、報酬についても、2 月の上旬にはまとめる。参考人の意見聞き取りを 1 カ月程度設けて、その意見を今度は特別委員会で協議をして、それをまとめという形で書いています。そこで委員会としての一定程度の報告書を作成したいと考えています。報告書を作成すれば、議員定数については、4 月末をめどに議員全員協議会に説明をする。そして、改正をする場合ですと、改正の手続等がありますので、改正の場合の条例案を提出、5 月末から審議が始まっていくと。条例定数が変われば、7 月からは周知、啓発をしていくことになります。それから、議員報酬については、報告書をまとめて、特別報酬審議会等へ諮問してくださいという依頼をする形になるのかなと。おおむね 2 カ月程度と見てますが、ここは全くの想定ですので、向こうの都合もあります。数回協議されることになりましたら、仮に 2 カ月程度と見てます。そして、答申が出れば、それをまとめて報告書を作成し、改正が必要な場合は、議員全員協議会で報告書をまとめたものを説明した後に、9 月末をめどに改正を出していきたいということです。なお、執行部とは全然協議をしておりませんので、これはあくまでも一方的なスケジュールです。それで周知、啓発をしていくことにな

ります。こういったスケジュールを描きながら、先ほどの、参考人の意見を聞くことも想定をしながら協議をしてください。以上です。

○政野太委員長　　國利委員。

○國利知史委員　　市民の方には、中間報告というか、今どういう状況ですというのは、ホームページか何かで言うのですか。それとも、全部が決まってから、こうなりましたという形で報告するのか。どういうスケジュールなのですか。

○政野太委員長　　山根局長。

○山根啓荘議会事務局長　　4月のところに、報告書の作成があります。議員全員協議会で説明することになれば、そこで特別委員会としての一定程度のまとめということで出ていくと考えています。そのときに、議会だより等で、例えば、委員会で、こういう形で中間報告をしていますということは可能なのかなと考えています。

○政野太委員長　　例えば、本格的なまとめに入る前に、3月定例会に中間報告という形で出したほうがいいのであれば、これまでの審議内容、審議の状況ということであれば検討してもいいのかなと思いますが、皆さん、いかがですか。

○政野太委員長　　これからまとめに入るという報告をしてもいいですが、いかがですか。あとは、議運の委員長が本会議での中間報告という形で受けてくださるか。確かに、前回も委員会から中間報告をしていますよね。

○山根啓荘議会事務局長　　議会での中間報告になると思います。議員全員協議会で説明をして、本会議で報告するときが特別委員会からの中間報告になると思います。ですから、6月議会です。ただ、それを待たずに。

○政野太委員長　　前回も3月に中間報告をして、3月に上程をしていましたよね。2月の初日か何かに中間報告をして、3月定例会中に発議をしていた。少し考えさせてもらっていいですか。3月に議場で報告をするのか、あるいは、議員全員協議会等で説明することによって、市民の方に発信できるような形に持っていくのか。検討をさせてもらってもいいですか。6月に中間報告をして、そのあとすぐに上程と。前回はそうなのだけれども、それよりはもう少し早めに市民の方にも発信できればとは思っています。もちろん、参考人の方の意見もあわせて報告ができればと思います。どちらにしても、そのあとだと思うのですけれども。山根局長。

○山根啓荘議会事務局長　　この辺は調整をさせてもらわないといけないと思っています。参考人の方も意見を書くのに少し時間が要ると思いますので、2月の中旬から3週間程度は見ておく必要があると思い、矢印の期間をとっています。そうすると、3月の中旬、上旬くらいになると。上旬に上がってきたものを、今度は、1つの意見にきれいに整理をしてまとめて、報告書となると、事務的に、3月中にまとめをつくるとなると厳しいのではないかということもあり、少しお時間をもらいたいということで、4月に報告書作成の期間をとらせてもらっている状況です。ただ、以前の計画でいうと、3月議会に報告するという形ではあったのですけれども、具体的な時間を見ていくと、少し時間がかかるのかなと考えているところです。

○政野太委員長　　それでは、この3番、要するに、これまでのまとめ、18名、19名、20名というところについては、一旦、この程度で整理してもよろしいですか。この理由をもって参考人の方に御意見を伺うということでお願いします。今後のスケジュールも、先ほどありましたが、中間報告について

は、もう一度、少し時間をください。

3 その他

○政野太委員長 きょう用意をしている議題は以上です。その他、何かありませんか。議員の活動時間のアンケートの提出状況はどうですか。

○山根啓荘議会事務局長 提出状況は、あと4名の方から出ていない状況です。本日中に出してください。次回には、どうなったかは出せると思っています。

○政野太委員長 4名の方に、いま一度提出を促してもらえばと思います。それでは、そのほかになれば、次回、2月7日、水曜日、11時から開会したいと思いますが、よろしいですか。山根局長。

○山根啓荘議会事務局長 若干ずれるかもしれないことは御承知ください。

○政野太委員長 そのときには原価方式のある程度の数字も提出できるものと思っていますので、御参考ください。そのほかになければ、きょうはこの程度で終わりたいと思いますが、よろしいですか。それでは、第21回議員定数及び議員報酬調査特別委員会を閉会いたします。

午後4時33分 散会

庄原市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

議員定数及び議員報酬調査特別委員会

委 員 長